

事務局説明資料

2025年3月18日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

I. 総会前開示の有用性と実現方法

II. 実現のための取組の検討

- (1) 上場会社における取組の推進
- (2) 基準日の柔軟化
- (3) 有報の開示時期
- (4) 一体開示・一体的開示

III. 取組案のまとめ

総会前開示の有用性について

- 第1回協議会では、総会前開示の有用性について、有報は事業報告・計算書類と比較して開示情報の量、KAMの存否に違いがあるとの意見があった。また、国際的に総会前開示を求める声は強い。
- 他方、具体的なメリットが見出しがたいとの意見もあることから、会社の自主的な取組が円滑に進むようインセンティブの在り方も含め、環境を整備していくことが重要と考えられる。

第1回協議会ご意見(要約①)

- 経営陣が重要性を認識することが必要だが、併せて実施することのメリットやインセンティブをどのように示していくかが重要。
- 総会が取締役の選任が行われる場所であり、企業と投資家にとって一番大事なイベントであるべき。その際の判断資料である事業報告と計算書類は、有用性という観点で十分ではない。例えば、以下のとおり。
 - ・ 投資家にとって重要な情報である経営計画については、事業報告では単年度の記載に留まっているが、有報には経営理念や中長期的経営計画の記載があり、有用な開示内容となっている。
 - ・ また、事業報告にはサステナビリティ開示や政策保有株関係が無く、肝心のコーポレートガバナンスについては、取締役会の活動状況の開示も無い。
 - ・ 計算書類にはキャッシュフローに関する情報や注記が無い。例えば、国際会計基準では、日本でいう特別損益である「その他の営業費用」の内訳がなく、営業利益の約7割の損が当該項目で出ているのに説明が無い会社もあった。
 - ・ 会社法監査の監査報告書にKAM(監査上の主要な検討事項)がないため、日本の監査が中途半端なのかとまで言う海外投資家もいる。

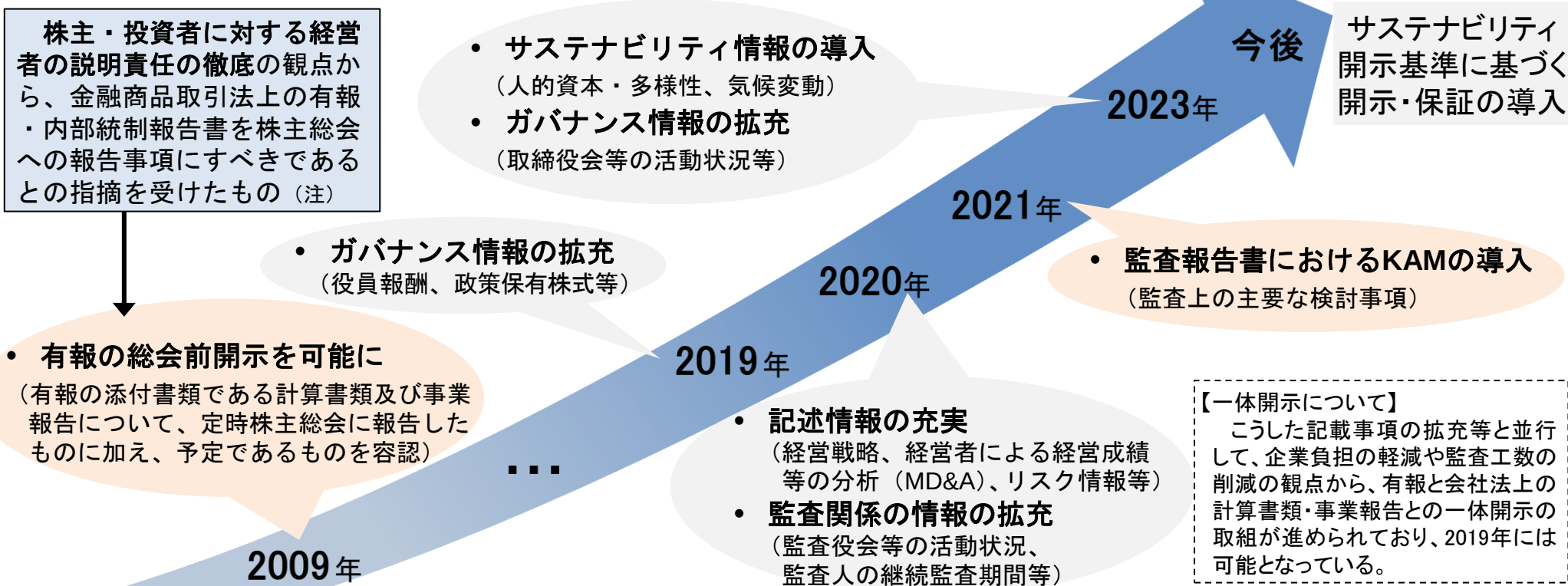
ICGNのグローバル・ガバナンス原則(2016)

10:株主総会 10.4 招集通知

取締役会は、株主総会が行われる少なくとも1か月前に、株主総会の議案が会社のホームページに掲載されていることを確認すべきである。議案は明確かつ適切に分類され、株主総会の日付、形式、場所、および株主総会で決定される事項に関する情報が含まれているべきである。株主総会の発表は、議決権行使書により行使されたすべての票が算入および確認されるように、明確かつタイムリーに伝達されるべきである。会社は、年次報告書や財務諸表などの関連情報を投資家が株主総会の準備のため適時に利用できるようにすべきである。

[再掲]総会前開示の有用性

- 2009年に有価証券報告書(以下「有報」)の総会前開示を可能として以降、**コーポレートガバナンスの観点等から、有報では投資判断に必要な情報の拡充**が図られてきており、足下では、**サステナビリティ開示基準に基づく開示及び保証の導入**も検討されている。
- このような記載事項の拡充により、投資家の意思決定のための有報の重要性は増しており、**建設的な対話のさらなる充実のため、有報が総会前に開示される必要性も高まっている**。
- また、総会後に有報を開示するという我が国の運用は諸外国においては見られず、**企業開示の質と適時性を高める観点から海外機関投資家からの総会前開示を求める声が強くなっている**。
- 情報開示を充実する企業努力が、**総会前開示が行われていないことを理由に適正に評価されていない**と考えられ、我が国の運用をグローバルな水準に揃えていく必要がある。



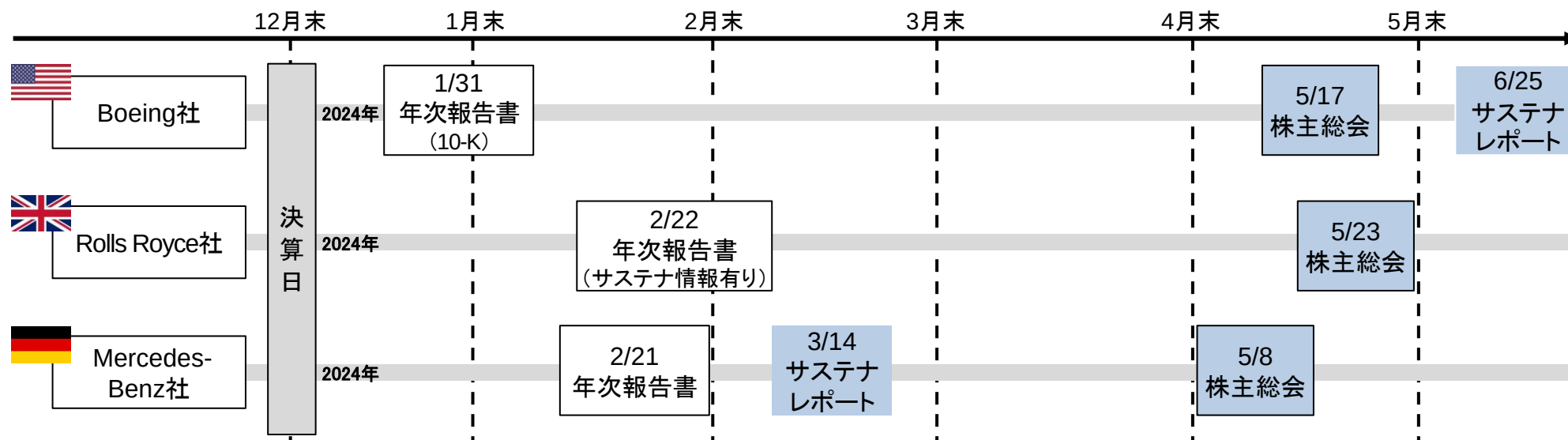
(注)平成21年6月17日、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」P17

[再掲] 諸外国における年次報告書の開示と株主総会の開催の状況

□ 諸外国では、株主総会前に年次報告書が提出され、株主の議決権行使の判断に利用されている。

	米国	英国	ドイツ	フランス
年次報告書の提出・公表期限	大規模早期提出会社(時価総額700万ドル以上)は期末後60日以内(Form 10-K General Instructions)	期末後4ヶ月以内 (Disclosure Guidance and Transparency Rules, 4.1.3 R)	期末後4ヶ月以内 (Wertpapierhandelsgesetz(Securities Trading Act), § 114)	期末後4ヶ月以内 (Code Monetaire et Financier L451-1)
総会開催日	前回の株主総会后、13ヶ月以内 (Delaware General Corporation Law, § 211(c))	決算日から6ヶ月以内 (Companies Act 2006, § 336(1))	決算日から8ヶ月以内 (Aktiengesetz (Stock Corporation Act), § 175(1))	決算日から6ヶ月以内 (Code Commerce L225-100)
議決権行使基準日	総会日前10日以上60日以内で会社が設定した日(Delaware General Corporation Law § 213(a))	総会日から48時間以内で会社が設定した日(The Uncertificated Securities Regulations 2001, § 41(1))	総会日の21日前 (Aktiengesetz (Stock Corporation Act), § 123(4))	総会日の2営業日前 (Code Commerce R225-86)

海外企業におけるスケジュール例



総会前開示を進める際の課題

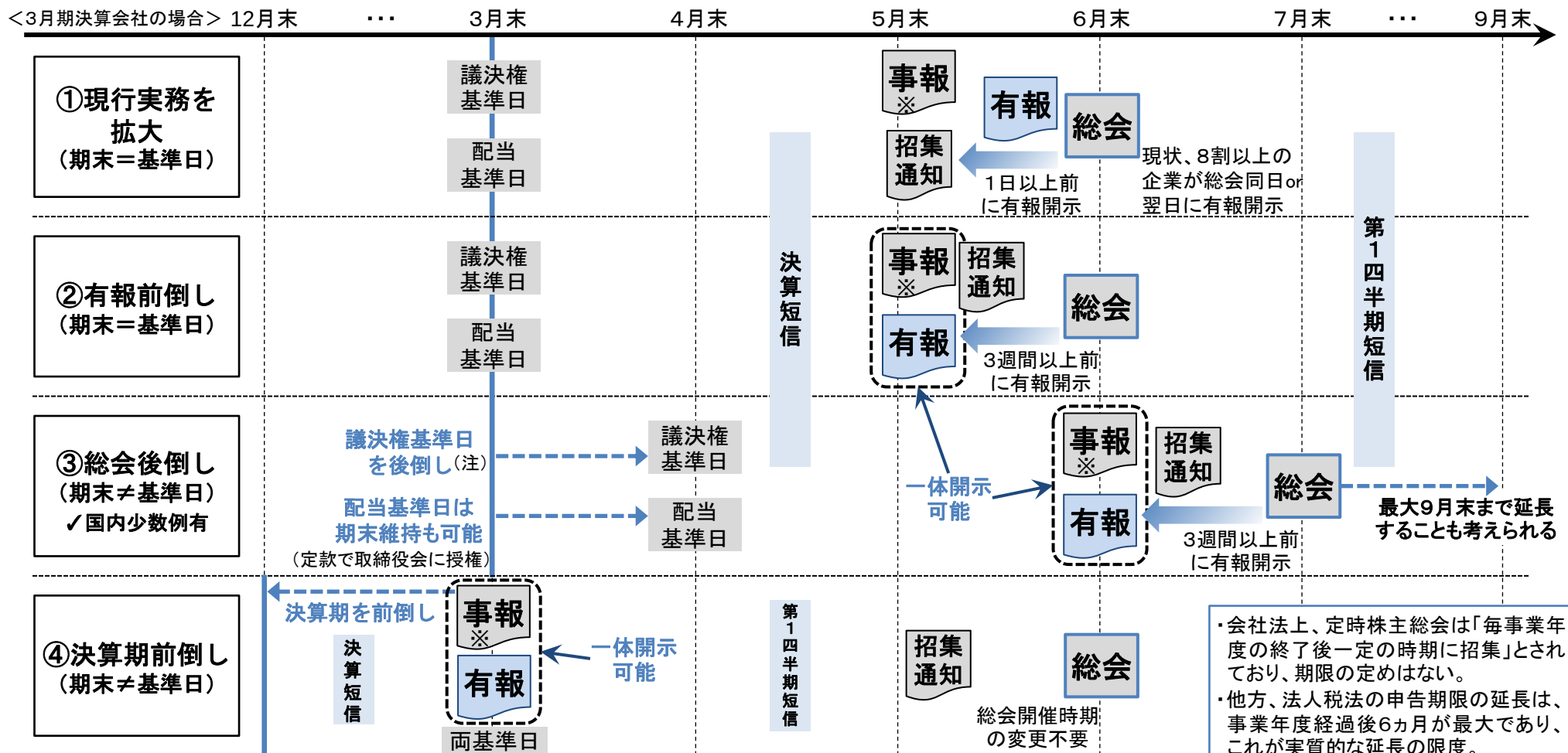
- 第1回協議会では、総会前開示を**多くの会社で一気に進めることは難しく**、会社の規模感を踏まえた検討が必要との意見があった。
- また、総会の開催時期を動かさずに総会前開示を行うことは難しいところ、**制度的制約がない中で何がネックになって開催時期の変更が進まないのかを検討すべき**との意見があった。
- これらの意見を踏まえると、**多様な会社がそれぞれの事情を踏まえて総会前開示に取り組むことが可能となるよう環境整備を進めることが重要**と考えられる。

第1回協議会ご意見(要約②)

- 一気に多くの企業を動かすのは難しい。**賛同企業を増やし、グローバルに合わせていくとまとめることが国際的には重要。**
- 信頼性が担保された有報が利用者のニーズに合わせて適切なタイミングで開示されることが重要であり、そのための環境整備を行うことは賛成。一方、**日本企業も様々なので、規模感を踏まえた検討が必要。**
- 現状、企業は精一杯のスケジュールで有報を作成しているのが実情。今後、サステナビリティ情報の開示と保証が導入されるところ、**総会の開催時期を動かさずに有報の提出を早めることはなおさら不可能。**
- **株主総会の開催時期は日本の実務慣行として社会の仕組みに組み込まれている。**制度的な制約がない中で、何がネックとなって進まないのかを突き詰める必要がある。

総会前開示の実現方法

- 有報を定時株主総会前に開示するためには、下図①～④の方法が考えられる(いずれも現行法上可能)。
- ①であっても、総会での有報の参照が可能となり質疑が効率化するなど、**一定の意義がある**と考えられるが、**投資判断に必要な時間を十分確保するためには、3週間以上前の開示が望ましい**(一体開示も可能となる)。
- 総会3週間以上前の開示を、②～④の**いずれの方法によって実現するかは任意**であり、当該会社においてその事情を踏まえ、実務負担の少ない方法を選択できる。



(注) エンティボーティングの観点から、議決権基準日を実務上可能な範囲で総会に近接させることも考えられる。

※会社法上、総会3週間前までに事業報告・計算書類等を電子提供する必要がある。これらの会社法上の書類と有報を合わせて一つの開示書類とすることを一体開示という。

I. 総会前開示の有用性と実現方法

II. 実現のための取組の検討

(1) 上場会社における取組の推進

(2) 基準日の柔軟化

(3) 有報の開示時期

(4) 一体開示・一体的開示

III. 取組案のまとめ

上場会社における取組の推進について

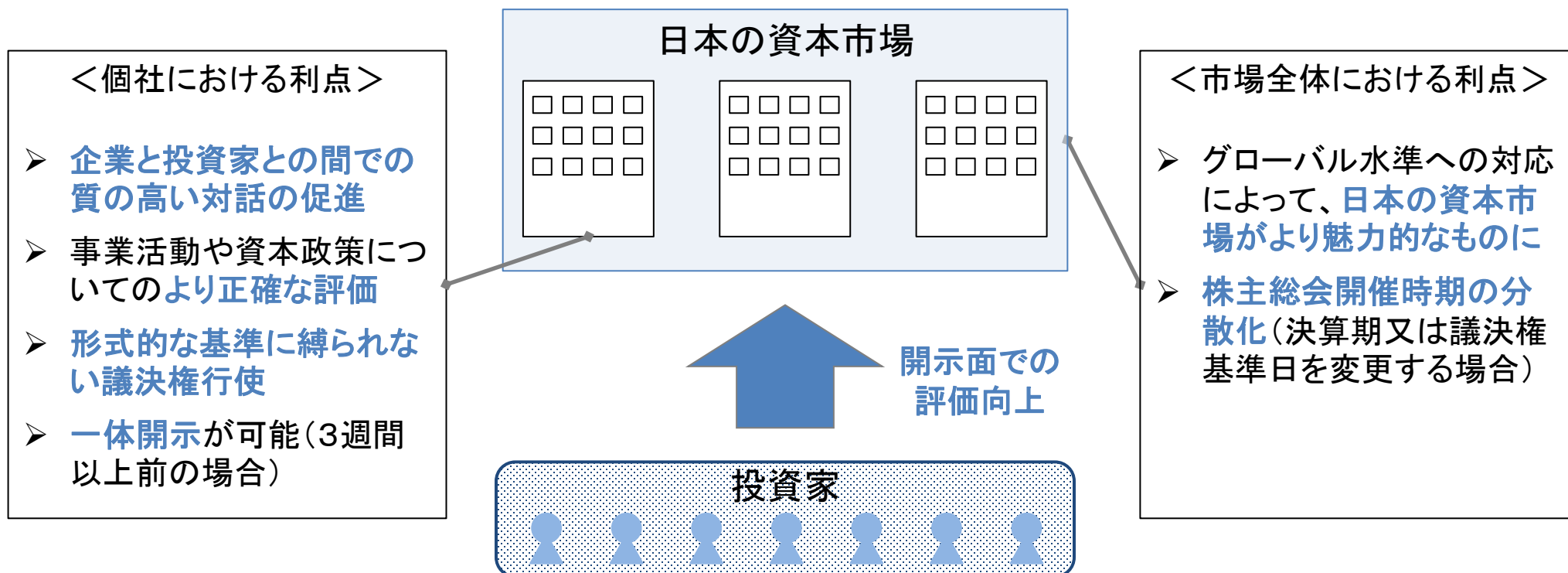
- 第1回協議会では、上場会社の総会前開示の取組を推進するためには、**企業側にメリットを示すことや、納得感を持たせることが必要**との意見があった。
- 投資家からの総会前開示の要請の高まりや、**エンゲージメントや議決権行使におけるプラス面での影響、制度上の支障がないこと、対応事例などを広く周知していくことが重要**と考えられる。
- また、企業が総会前開示に取り組むインセンティブとなる**一体開示をより容易にしていけることが考えられる**。

第1回協議会ご意見(要約)

- 経営陣が重要性を認識することが必要だが、併せて**実施することのメリットやインセンティブをどのように示していくかが重要**。例えば、有報を見た上で議決権を行使することで、総会や様々な場で議論が円滑に進み、エンゲージメントがより良くなるということがうまく伝わると良い。
- 株主総会の開催時期を遅らせてまで有報を総会前に提出することの有用性について、**企業側に納得感がなく、メリットは何もない**と思われる。制度的に可能であることを周知したとしても、余程良いことがないと実際に取組は進まない。
- 取締役選任に係る議決権行使基準には、数期連続で業績が低迷している場合は反対するというものがあるが、例えば、**開示が充実していて、損失が一時的な営業費用であることが分かれば、基準に抵触したとしても賛成することがある**。また、**剰余金処分案についても、配当がなければ反対するが、例えば、設備投資が大きく必要であるという説明があれば賛成することがある**。総会前開示は、このような議決権行使にも良い影響があるのではないか。
- 経営層は横を見て動くため、**制度そのものや各社の実施状況を広く周知いただくことで効果が出る**。ファーストペンギンになりそうな会社が踏み切れば、世の中が変わるかもしれない。
- 既に総会前開示を実施している企業がいくつかあると思うが、**どのような事情で実施したかというところも伝えることができれば良い**と思う。

総会前開示を実施することの主な利点

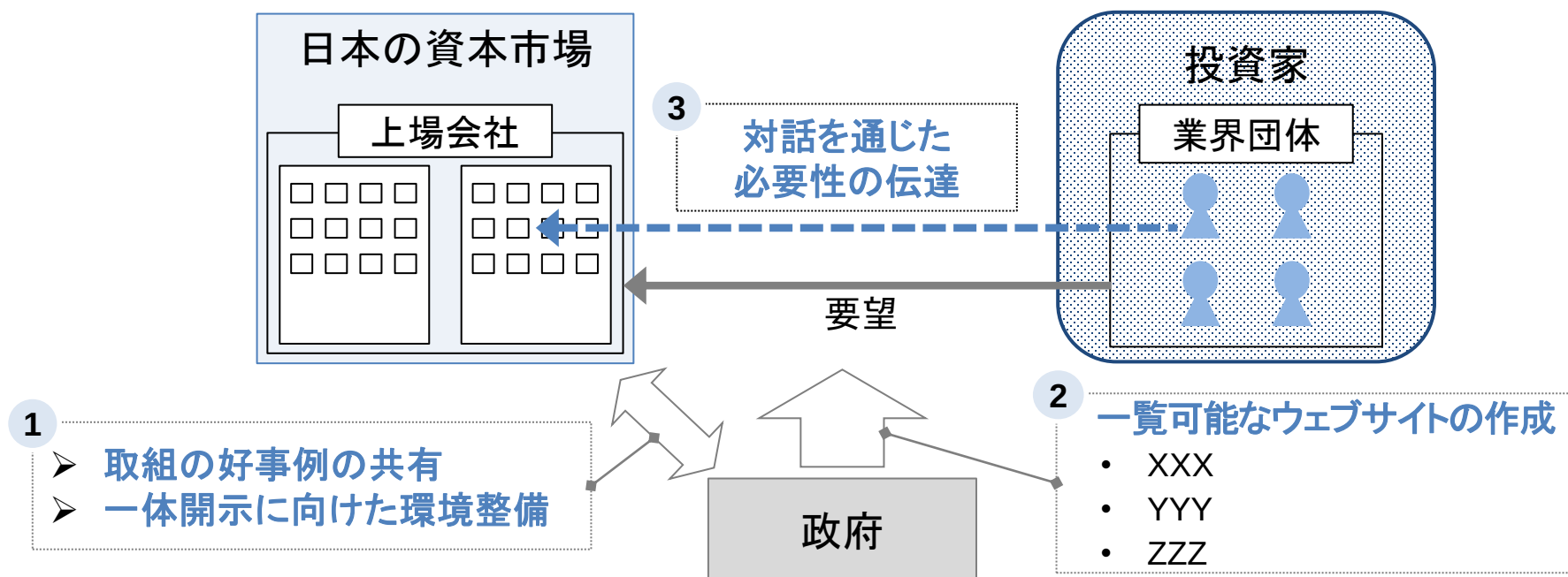
- ❑ 総会前に有報を開示することにより、開示の質と適時性が高まり、投資家との質の高い対話の促進が図られる。さらに、こうした対話を踏まえることで、形式的な議決権行使基準に縛られない正確な評価に基づく議決権行使に繋がるという利点がある。
- ❑ 株主総会から3週間以上前に開示することで、有報と事業報告等の一体開示が可能となり、開示書類の作成コスト総量が低減する。
- ❑ また、日本の資本市場全体としても、グローバル水準への対応による海外投資家等からの評価向上に繋がると考えられる。
- ❑ 加えて、決算期又は議決権基準日を変更して総会前開示を実施する場合、株主総会開催時期の分散化にも繋がる。



取組の推進に向けた方策(案)

- ❑ 上場会社による総会前開示に向けた取組を推進するため、個社における利点を高める観点から、①**総会前開示に関する取組の好事例の共有**や**一体開示に向けた環境整備**等により、企業が総会前開示を実施するためのハードルを下げられないか。
- ❑ また、政府・関係団体による総会前開示に関する検討は従前より行われているところ、②**それらの内容について総覧できるウェブサイトを作成して周知を図る**ことが考えられるか。
- ❑ 更に、上場会社の意識醸成という観点、また、**スチュワードシップ活動の実質化**のため、投資先企業の状況を的確に把握した上でエンゲージメントを行う観点からも、投資家側からの要望について、業界団体からのみならず、③**投資先企業との普段の対話の中で必要性を伝えるように努める**ことも有用か。
- ❑ 総会前開示の義務化は上場会社全体への影響が大きいことに留意しつつ、**上場会社による総会前開示を更に促すため、例えば、ソフトローによる対応など、その他どのような方策を取り得るか。**

方策(案)の概要



コーポレートガバナンス・コード＜抜粋＞（2021.6.11改訂） 株式会社東京証券取引所

【原則 1－2. 株主総会における権利行使】

上場会社は、**株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。**

補充原則

1－2① 上場会社は、**株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。**

1－2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、**株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。**

（出典）日本取引所グループウェブサイト <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008jdy-att/nlsgeu000005lnul.pdf>

投資家と企業の対話ガイドライン※＜抜粋＞（2021.6.11改訂） 金融庁

4. ガバナンス上の個別課題

(1) 株主総会の在り方

4－1－3. 株主総会が株主との建設的な対話の場であることを意識し、**例えば、有価証券報告書を株主総会開催日の前に提出するなど、株主との建設的な対話の充実に向けた取組みの検討を行っているか。**

また、不測の事態が生じても株主へ正確に情報提供しつつ、決算・監査のための時間的余裕を確保できるよう、株主総会関連の日程の適切な設定を含め、株主総会の在り方について検討を行っているか。

（出典）金融庁ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210611-1/01.pdf>

※ コーポレートガバナンス・コード（及びスチュワードシップ・コード）の附属文書として位置づけられており、ガイドラインの内容自体についてコンプライ・オア・エクスプレインは求められていないが、ガイドラインの趣旨を踏まえて実施することが期待されている。

I. 総会前開示の有用性と実現方法

II. 実現のための取組の検討

(1) 上場会社における取組の推進

(2) 基準日の柔軟化

(3) 有報の開示時期

(4) 一体開示・一体的開示

III. 取組案のまとめ

基準日の柔軟化について

- 第1回協議会では、基準日の柔軟化の取組は段階的な移行が必要という意見や、**総会の後倒しに伴う定款変更等の実務負担の軽減、総会の位置づけについても検討が必要**との意見があった。
- また、株主総会開催日のさらなる分散、エンプティボーティングの観点も議論が必要との意見もあった。
- 基準日を変更して**総会を後倒しすること自体には制度的な支障はなく**、少数ではあるが基準日を変更している上場会社もあるが、役員人事への影響、後発事象の期間が伸びること、第1四半期の開示業務との重複、総会開催が真夏の時期になる(3月決算企業の場合)等の理由で**変更**に消極的な声も多い。
- このような状況を踏まえ、**基準日の変更についての実務上の課題への対策や、変更することに問題がないこと、メリットがあること**等を周知していくことが重要だと考えられる。

第1回協議会ご意見(要約)

- 名簿管理等のシステムは基準日をベースに構築されているため、基準日を柔軟化する取組が一斉に進むと、システム的大幅な再構築などが必要になるため、段階的な移行が必要になる。
- 日本における総会の重みは諸外国と大きく異なるため、**総会時期を後倒しする際の負担軽減や、総会そのものの重みを軽くするという対応が求められるのではないか。**
- 総会前開示は投資家が望んでいることであるため、**基準日の変更によって総会の開催が後倒しされることは、投資家サイドとしては問題なく、文句を言っている人は誰もいない。**
- 制度的な支障はなく、**ファーストペンギンになりそうな会社が踏み切れれば世の中が変わる**かもしれない。
- エンプティボーティングの観点も、議論の対象としても良いのではないかと。
- 総会の後倒しと併せて**配当金の支払時期を後倒ししない場合、配当決議を取締役会に授権する必要があるが、一般的に、定款変更議案を総会に付議すると機関投資家は総会で反対することがあり、その手当も考えていくべきではないか。**

[再掲]総会前開示を行うことについての現行法制上の整理

- 上場会社が総会前開示を行うに当たって、**現行法制上の制約は基本的に存在しない。**

金融商品取引法

- 有報の提出期限は、**事業年度経過後3月以内**とされている(法24条1項)
- 有報は定時株主総会で承認を受ける必要はなく、また、有報に添付しなければならない事業報告は、**定時株主総会での承認を受けようとするものでも良い**とされている(開示府令17条1項1号ロ)

会社法

【基準日】

- 基準日を定めて基準日株主を議決権の行使者とする場合、行使できる権利は当該基準日から3か月以内に行使されるものに限られており(法124条2項)、**定時株主総会は基準日から3か月以内に開催する必要がある**。
- 定款にない基準日を定めたときは、基準日の2週間前までに、基準日及び行使できる権利の内容を公告する必要がある(法124条3項)(注1)

【決議事項】(上場会社の場合)

- **株主総会資料(事業報告等)の電子提供を遅くとも総会の3週間前までに提供しなければならない**(法325条の3第1項)、かつ、総会の2週間前までに招集通知を発しなければならない(法299条、法325条の3第2項)(注2)
- 計算書類は定時株主総会の承認を受ける必要があるが(法438条2項)、**計算書類が適正である場合**(無限定適正意見である必要)**には報告で足りる**(法439条、計算規則135条)
- 剰余金の配当は株主総会の決議によるとされているが(法454条1項)、**取締役の任期が1年である場合には、定款の定めにより取締役会決議事項にできる**(法459条1項)。ただし、計算書類が適正である場合(無限定適正意見である必要)に限る(法459条2項、計算規則155条)

法人税法

- 確定申告書の提出期限は、**事業年度経過後2月以内**とされている(法74条1項)
- 会計監査人設置会社で、かつ定款等の定めにより事業年度経過後3月以内に定時株主総会が招集されない常況にある場合、税務署長の指定により、**最大で事業年度経過後6月以内まで提出期限の延長が可能**(法75条の2第1項)

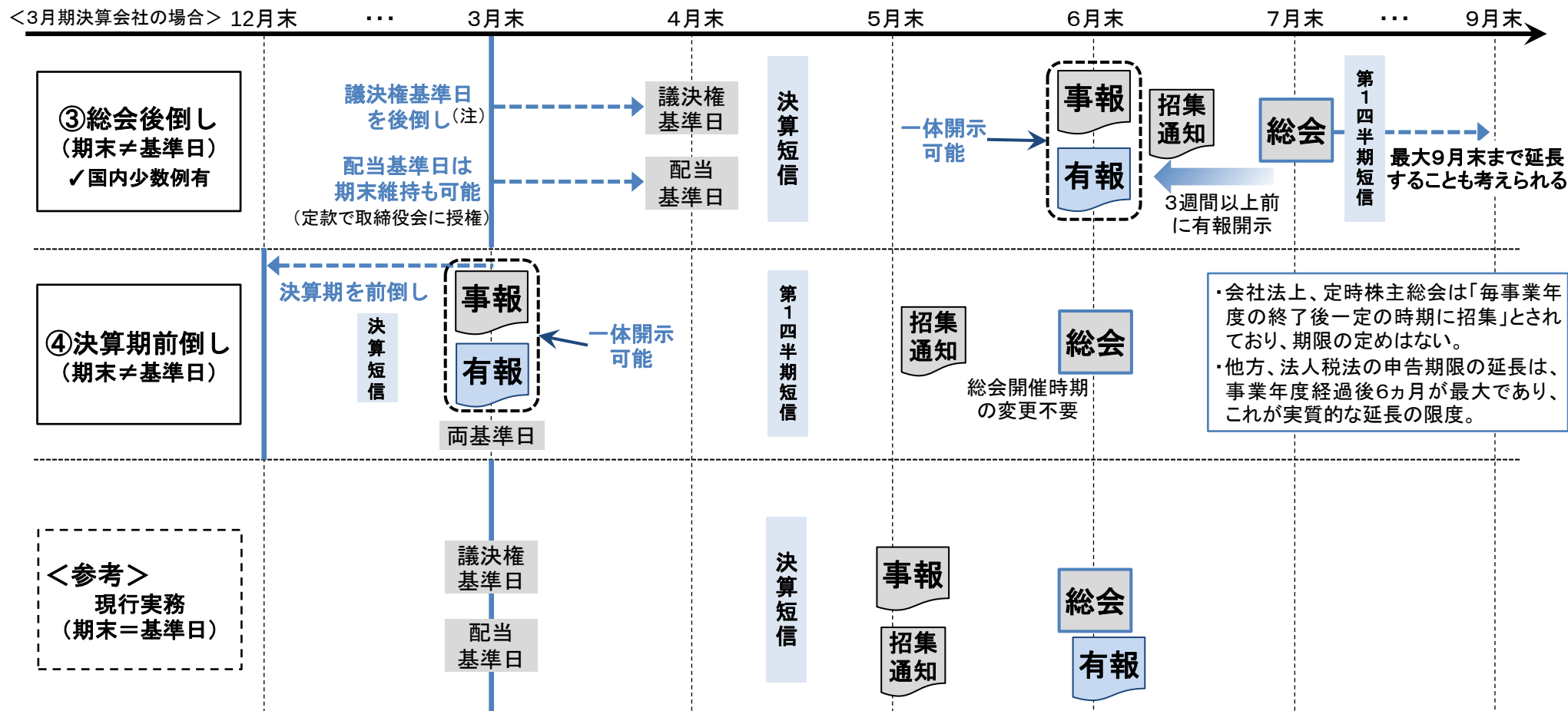
(注1)ただし、定款で定めていれば公告の必要は無く、かつ、定款で基準日を定めていたとしても、別途公告手続きを行って新たな基準日を定めることは可能。

なお、基準日を一切定めない場合、定時株主総会の開催日における株主が権利を行使できることとなるため、上場会社の場合には基準日を定めない方法とすることは事実上不可能。

(注2)社債、株式等の振替に関する法律第159条の2の規定により、振替株式を発行する会社(上場会社は須く該当)は、電子提供措置をとる旨を定款で定めなければならないとされている。 - 15 -

基準日変更による総会前開示の実現方法

- ❑ 基準日を変更して有報を定時株主総会前に開示する方法としては、P7で示した実現方法のうち、下図③、④の方法が考えられる。
- ❑ ③は総会后倒し、④は決算期のみの前倒しであるが、議決権基準日を決算期末と異なるものとする点では共通している(配当基準日については、定款変更により取締役会決議事項とすれば期末維持も可能)。



(注) エンブティボーティングの観点から、議決権基準日を実務上可能な範囲で総会に近接させることも考えられる。

基準日の変更による実務上の課題(1)

- 実施したヒアリング等の結果を踏まえると、基準日の変更に伴う会社サイドにおける実務上の課題としては、以下が考えられるが、いずれも基準日の変更を妨げる決定的な要因とはならないと考えられる。

1 役員人事への影響

● 課題

- 役員の選解任は株主総会の決議が必要であり、体制を変更する際には、新体制でのスタートが株主総会の後倒しにあわせて遅くなる。

● 具体的な対応事例

- 執行役員等の会社の執行面の人事は決算期に動かしてスタートしている。
- 役員候補者は、期初に顧問として経営に参加させて準備を進め、株主総会で役員に選任している。

● 課題への対策等

- 監督と執行の分離は進んでいることから、執行役員等の人事を決算期に行えば新体制をスタートとすることは可能であり、事業活動への影響を最小限に抑えられるのではないかと。
- 海外企業や投資家の間では、コーポレートガバナンスの基本として、株主総会は取締役の選任の場であり、経営陣を選任する場ではないとの認識がある。
- 直近決算期の業績と取締役の職務執行の評価を関連付けることは、無意識のうちに短期主義的な発想に囚われているのではないかと。中長期的な企業経営の観点からは、必ずしも直近期の業績だけを過大評価する必要はないのではないかと。

2 第1四半期の開示業務との重複

- 課題
 - 株主総会を後倒しすることで、第1四半期の決算作業と株主総会対応が重複する。
- 具体的な対応事例
 - 第1四半期決算の公表後に株主総会を開催するように基準日を変更した。
- 課題への対策等
 - 四半期報告書が廃止されたことや、四半期レビューでの監査対応が必須ではなくなったため、第1四半期の決算作業は一定程度軽減されている。
 - 株主総会開催までの期間が伸びるため、総会準備に向けた業務の時間を確保できる。
 - 総会を8月以降とすれば第1四半期決算と重複しない。

3 後発事象※の期間が伸びる

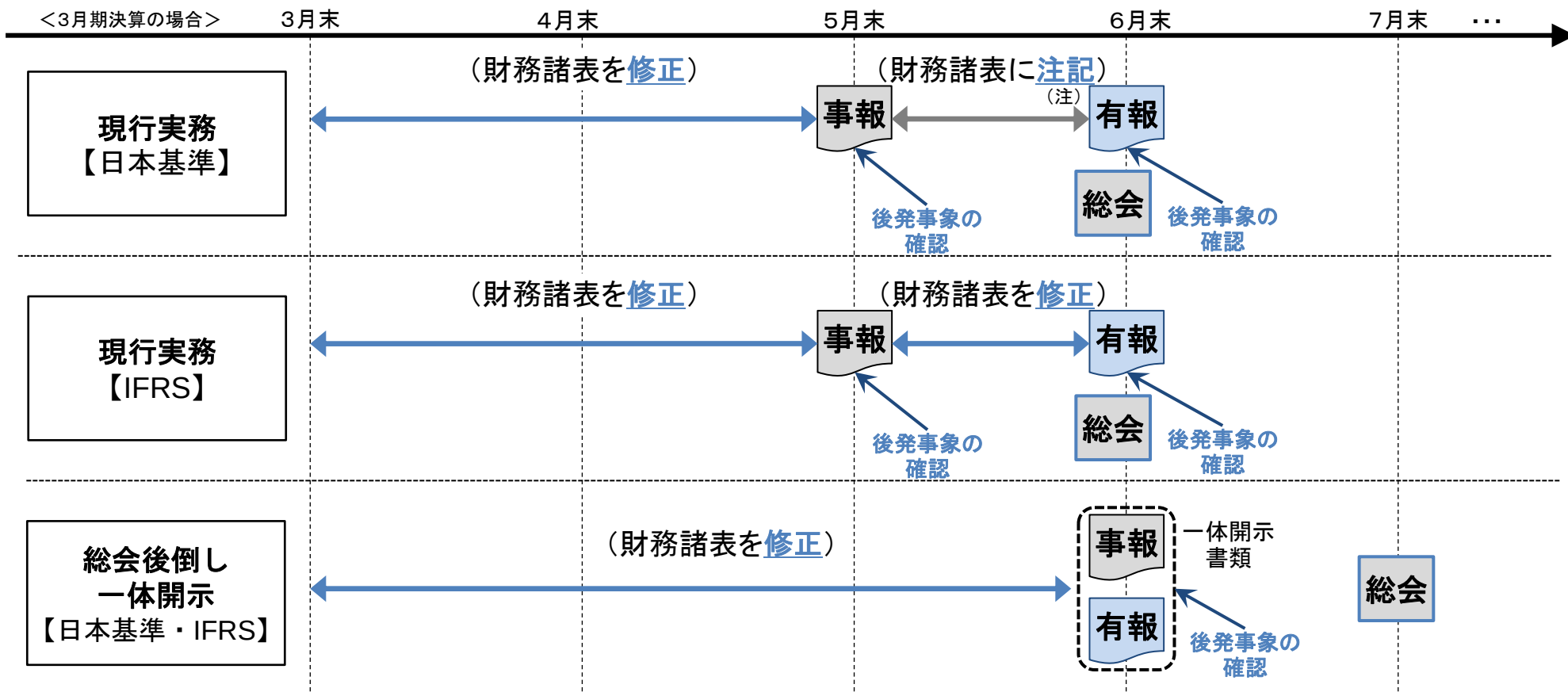
⇒次頁にて図解

- 課題
 - 総会の後倒しに伴って事業報告の提出も後倒しする場合、後発事象の対象期間が伸びる。
- 課題への対策等
 - 日本基準とIFRSでは、事業報告提出から有報提出までの間に発生した修正後発事象の考え方が異なるが、IFRSでは有報提出時点においても事業報告提出前までと同様の取扱いとなるため、影響は少ないと考えられる。
 - いずれの基準においても、後発事象の確認は事業報告と有価証券報告書の各時点で行う必要があるが、一体開示を行うことで一度の確認で済ませることができるとのメリットもある。

※ 後発事象は、会計上の判断等を行うにあたっての追加的ないし客観的な証拠を提供するものや、的確な投資判断に資するための情報であり、投資家の投資意思決定に影響を及ぼす重要な後発事象については、財務諸表の修正又は注記が必要。

[参考] 日本基準とIFRSにおける修正後発事象の取り扱い

- 修正後発事象が発生した場合の日本基準とIFRSにおける当該事象の扱いは以下の通り。
- 日本基準とIFRSでは、事業報告提出から有報提出までの間に発生した修正後発事象の扱いに差がある。



(注) 修正後発事象が会社法監査における会計監査人の監査報告書日後に発生した場合には、金融商品取引法に基づいて作成される財務諸表においては、計算書類との単一性を重視する立場から当該修正後発事象は開示後発事象に準じて取り扱うものとする(監査基準報告書560実務指針第1号 後発事象に関する監査上の取扱い 4.(2)①b.(a)等)

※ 財務諸表へ反映する後発事象は、厳密には監査報告書日までに発生した事象であるが、上図では簡略化のため、各書類の提出日までとしている。

4 総会開催が真夏の時期になる(3月決算企業の場合)

- 課題
 - 基準日を1～2か月後倒しすると、株主総会の開催が真夏となり、熱中症のリスクが高まる。
- 具体的な対応事例
 - 猛暑の時期に株主総会を実施すると会場に来る株主の熱中症のリスクが高まるため、**真夏を避けて株主総会を開催できるように基準日を変更した。**
- 課題への対策等
 - 温暖化の影響により6月であっても以前と比べ気温は高いため、**基準日を3か月移動することで株主総会の開催を秋にしたり、決算期を12月に変更することで、真夏の開催を避けることができる。**
 - **バーチャル株主総会の導入**により、真夏の開催であっても熱中症リスクを避けられるだけでなく、会場の確保も不要になる。

5 他社事例がない

- 課題
 - 基準日を変更している同業又は同規模の上場会社がなく、参考にできない。
- 具体的な対応事例
 - 少数ではあるが、**基準日を1～2か月変更している上場会社がある。**
- 課題への対策等
 - **基準日の変更を検討する上場会社を募り、勉強会等を行い、実務上の課題の抽出を行うことが考えられる。**
 - 実務論点に関する相談窓口を関係省庁合同で設置することで、**前向きに取り組む上場会社を支援することが考えられる。**

6 配当の権利確定や支払いの時期が遅くなる

● 課題

- 議決権基準日と配当基準日を共に変更する場合、株主総会の後倒しに伴って配当の権利確定や配当金の支払いが遅くなる。

● 具体的な対応事例

- 議決権基準日が期末日より後であり、期末から株主総会までの期間が他社と比べて長くなるため、**株主総会前でも配当金を支払うことができる体制を作るため、配当金の支払いを取締役会決議事項に変更した。**

● 課題への対策等

- 議決権基準日と配当基準日を揃える必要はなく、**配当基準日を変更せずに議決権基準日のみを変更することも可能**であるため、期末日を権利確定日にできる。
- 株主総会を後倒しした場合であっても、**配当金の支払いを取締役会決議事項に変更**することで、従前の配当支払いのスケジュールを維持できる。

7 定款変更議案について投資家から反対される

● 課題

- 配当基準日を変更せずに議決権基準日のみを変更する場合、配当金の支払いを取締役会に授権することが必要になるが、そのような議案には機関投資家から反対される可能性がある。

● 課題への対策等

- 配当金の支払いを取締役会に授権すること自体に反対するのではなく、政策保有株式比率や社外取締役比率等の他の要因との関係で提案に反対されることが多いとみられる。
- 総会前開示を目的とした基準日の変更や決算期変更といったコーポレートガバナンス向上の施策とセットで配当の取締役会授権が議案となる場合には、投資家としても授権のみをもって反対することはないのではないか。

8 株主名簿確定のコストが複数回かかる

● 課題

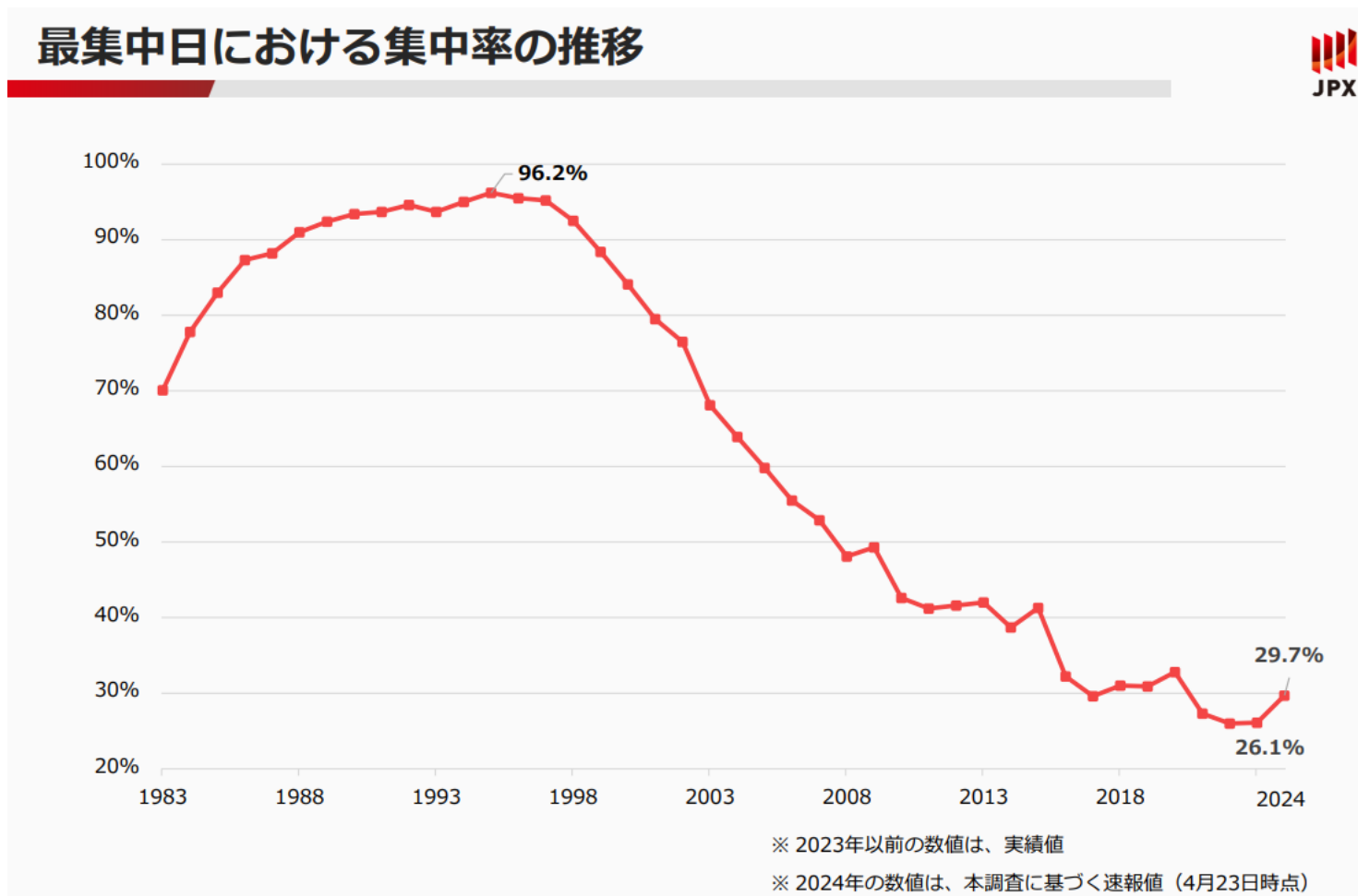
- 変更した議決権基準日時点のほか、決算期末時点についても株主名簿を確定する必要があるため、追加のコストが発生する。

● 課題への対策等

- 株主名簿確定のためのコストが増えるとしても、一体開示を行うことにより決算関連業務の一体化が進み、全体としてはコスト削減効果の方が高くなるのではないかと。
- 大株主の状況に係る開示府令や上場維持基準に係る有価証券上場規程では、株主に係る状況報告については、いずれも議決権基準日時点とすることが許容されている。

株主総会の最集中日における集中率の推移

- 1990年代は株主総会の90%超が同一日の開催であったが、1990年代をピークに集中率は低下傾向にある。
- 近年の集中率は**30%前後で推移**しているが、下げ止まりの状況がみられる。



(出典) 株式会社日本取引所グループ

(注) 2024年3月期決算会社の定時株主総会の動向について

<https://www.jpx.co.jp/listing/event-schedules/shareholders-mtg/index.html>

3月末決算会社の株主総会開催日の状況

- 2024年3月末決算会社(2,297社)の定時株主総会において、最集中日は6/27の29.9%であるものの、**約7割の会社の開催日は25、26、27の3日間**となっており、**6月最終週に集中**している状況にある。

【株主総会の実施時期調べ(24年3月期)】

日	月	火	水	木	金	土
				5/30	5/31	6/1
				1社 (0.04%)	1社 (0.04%)	—
6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
—	1社 (0.04%)	—	—	—	1社 (0.04%)	—
6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15
—	—	1社 (0.04%)	2社 (0.09%)	10社 (0.44%)	13社 (0.57%)	4社 (0.17%)
6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22
1社 (0.04%)	7社 (0.3%)	46社 (2%)	61社 (2.66%)	126社 (5.49%)	274社 (11.93%)	19社 (0.83%)
6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29
6社 (0.26%)	64社 (2.79%)	396社 (17.24%)	531社 (23.12%)	687社 (29.91%)	44社 (1.92%)	1社 (0.04%)
6/30						
—						

(出典)金融庁作成

日経225を構成する3月末決算会社の株主総会開催日の状況

- 日経225を構成する2024年3月末決算会社(182社)の定時株主総会において、最集中日は6/27の24.2%であり、**約6割の会社の開催日は25、26、27の3日間**となっている。3月決算会社全体の傾向と比べるとやや集中度合いは低い、**6月最終週に集中**している状況は同じ。

【株主総会の実施時期調べ(24年3月期)】

日	月	火	水	木	金	土
				5/30	5/31	6/1
				—	—	—
6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
—	—	—	—	—	—	—
6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15
—	—	—	—	—	2社 (1.1%)	—
6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22
—	1社 (0.55%)	9社 (4.95%)	11社 (6.04%)	16社 (8.79%)	23社 (12.64%)	—
6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29
1社 (0.55%)	13社 (7.14%)	30社 (16.48%)	31社 (17.03%)	44社 (24.18%)	1社 (0.55%)	—
6/30						
—						

(出典)金融庁作成

米国企業における株主総会開催日の状況

- 米国のS&P500を構成する2023年12月決算企業のうち、時価総額上位100社※を対象とした調査では、株主総会の開催日は4月から7月に分散しており、特定の日への集中は見られなかった。

※2025年2月18日時点

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2

～

31						
----	--	--	--	--	--	--

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
		1社	1社			
21	22	23	24	25	26	27
			5社	5社	1社	
28	29	30				
		4社				

5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			3社	6社	1社	1社
5	6	7	8	9	10	11
	3社	5社	3社	6社	2社	
12	13	14	15	16	17	18
		4社	4社	6社	2社	
19	20	21	22	23	24	25
		1社	7社	6社		
26	27	28	29	30	31	
		1社	3社		1社	

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	1社	1社	2社	3社	2社	
9	10	11	12	13	14	15
	1社		2社	1社	1社	
16	17	18	19	20	21	22
		1社			1社	
23	24	25	26	27	28	29
	1社					
30						

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6

～

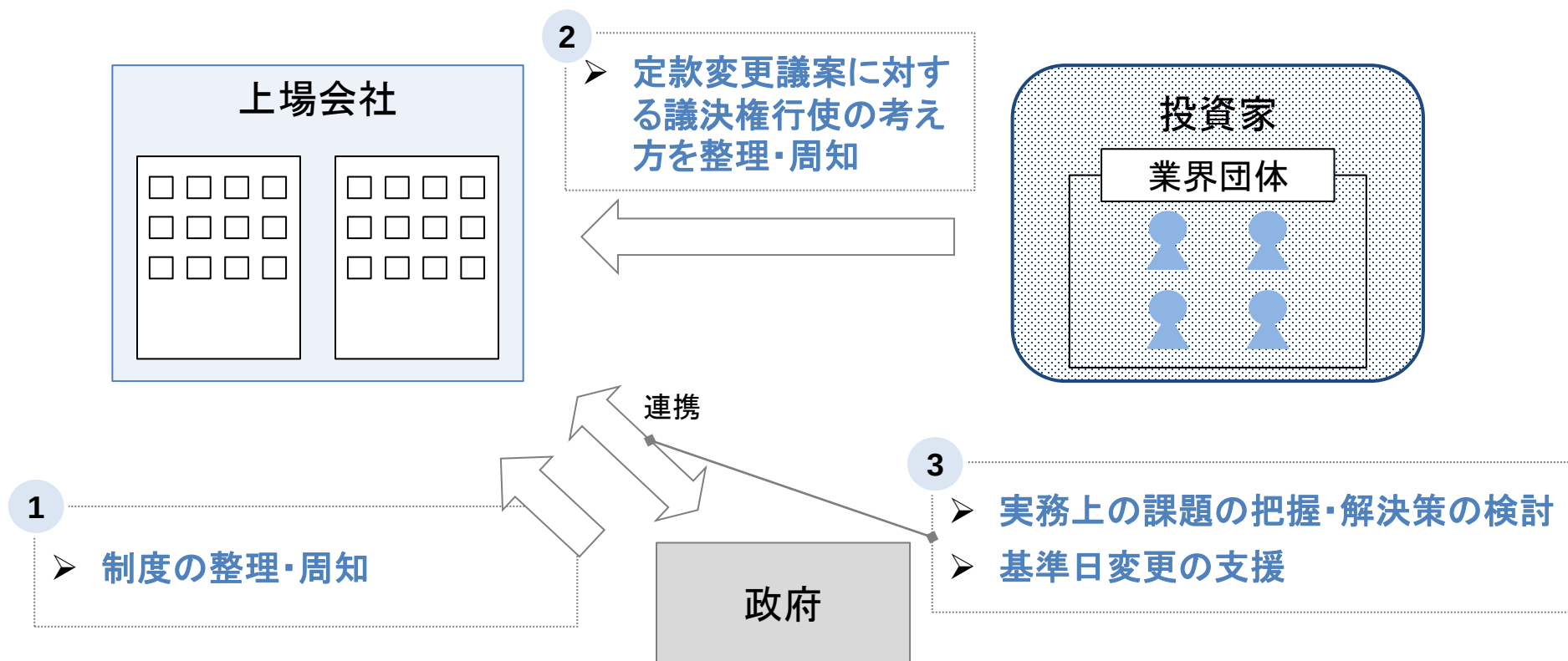
28	29	30				
		1社				

(出典) EDGARより金融庁作成

取組の推進に向けた方策(案)

- 基準日の変更について、①制度面での制約がないことや、②定款変更議案に対する議決権行使の考え方について、整理・周知してはどうか。
- 実務上の課題を網羅的に把握し、解決策を検討するために、上場会社と連携し、③基準日変更(期末≠基準日)に係る勉強会等を行い、実務上の課題を抽出してはどうか。
- また、実際に基準日を変更する上場会社の支援のために、③関係省庁合同で相談窓口を設置してはどうか。

方策(案)の概要



I. 総会前開示の有用性と実現方法

II. 実現のための取組の検討

(1) 上場会社における取組の推進

(2) 基準日の柔軟化

(3) 有報の開示時期

(4) 一体開示・一体的開示

III. 取組案のまとめ

有報の開示時期

- 第1回協議会では、総会までに情報をしっかり分析する時間があることが重要との意見があった。
- また、総会をどこまで後倒しするのかの落としどころが難しいとの意見や、これまで開催日分散のために総会の前倒しを進めてきたところ、今回は逆に後倒しとなると混乱するとの意見があった。
- 総会の開催時期と有報の開示時期は相対的であるところ、有報が総会のどの程度前に開示されるべきかについて考え方を整理することが重要と考えられる。

第1回協議会ご意見(要約)

- グローバルでは、有報が総会前の判断材料として開示されていることが慣行となっている。海外から見ると、何故、日本だけ今の慣行で運営しているのかと見られる。
- 現行スケジュールで有報を前倒しして開示することは難しい。別途、有報の提出時期自体を遅らせる議論もある中で、さらに有報の開示後に株主総会を開催するとなればいったいどこまで株主総会を後倒しするのか、実務上の落としどころは難しい。
- 実務上、株主総会がある特定の日に開催されている状況から、開催日の分散のため総会開催日の前倒しの方向で進んできたが、今回は逆に、開催日の後倒しとなると、実務家としては結構混乱する。
- 投資家側としては、招集通知を早めにして欲しい、総会日を集中しないで欲しいということは言ってきたが、総会そのものを早くして欲しいといったことはないと思う。招集通知の早期開示も、総会の集中開催の分散も、総会に関わる情報をしっかり分析する時間が欲しいということが主な理由である。

[再掲] 有価証券報告書の開示と株主総会の開催の状況

- 有価証券報告書を株主総会前開示している上場企業の数に限定的。決算期による有意な差は見られない。
- 総会前開示を行っている場合でも、総会数日前であることが多く、1週間以上前の提出は18社のみ。

【有価証券報告書の提出時期調べ(22年3月期～24年3月期)】

※80%以上が「総会同日」又は「総会+1日」に開示

決算期	企業数	総会前開示	比率	総会同日	総会+1日	総会+2日	総会+3日
22.3月	2,333	33	1.4%	1,154	774	52	240
23.3月	2,325	33	1.4%	1,122	819	54	215
4月	41	1	2.4%	15	17	1	5
5月	88	2	2.3%	33	32	2	15
6月	161	3	1.9%	57	93	1	4
7月	58	0	0.0%	24	16	1	12
8月	91	0	0.0%	35	40	10	2
9月	195	1	0.5%	78	60	5	38
10月	65	0	0.0%	24	21	2	14
11月	66	0	0.0%	32	23	0	4
12月	543	8	1.5%	245	231	27	28
24.1月	65	0	0.0%	21	26	1	3
2月	215	0	0.0%	60	125	6	17
3月	2,312	42	1.8%	1,126	887	48	155
23.4～24.3月計	3,900	57	1.5%	1,750	1,571	104	297

(出典)22.3月期及び23.3月期: EY新日本監査法人「2023年3月期 有価証券開示事例分析」、他期: 金融庁作成

【総会前開示を実施している57社の内訳】

	1日前	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	10日以上前
企業数	11	12	4	2	3	7	9	9

(参考) ジョイフル(74日前)、ニイタカ(28日前)、窪田製薬HD、ローランド(21日前)、カゴメ(18日前)、滋賀銀行(15日前)、T&D HD(13日前)、ZOZO(12日前)、協和キリン(10日前)、ヒューリック、じげん、HOYA、信越化学工業、日本ライフライン、ちゅうぎんFG、みずほFG、日本取引所グループ、ヤマトHD(7日前)

有報の開示時期についての意見

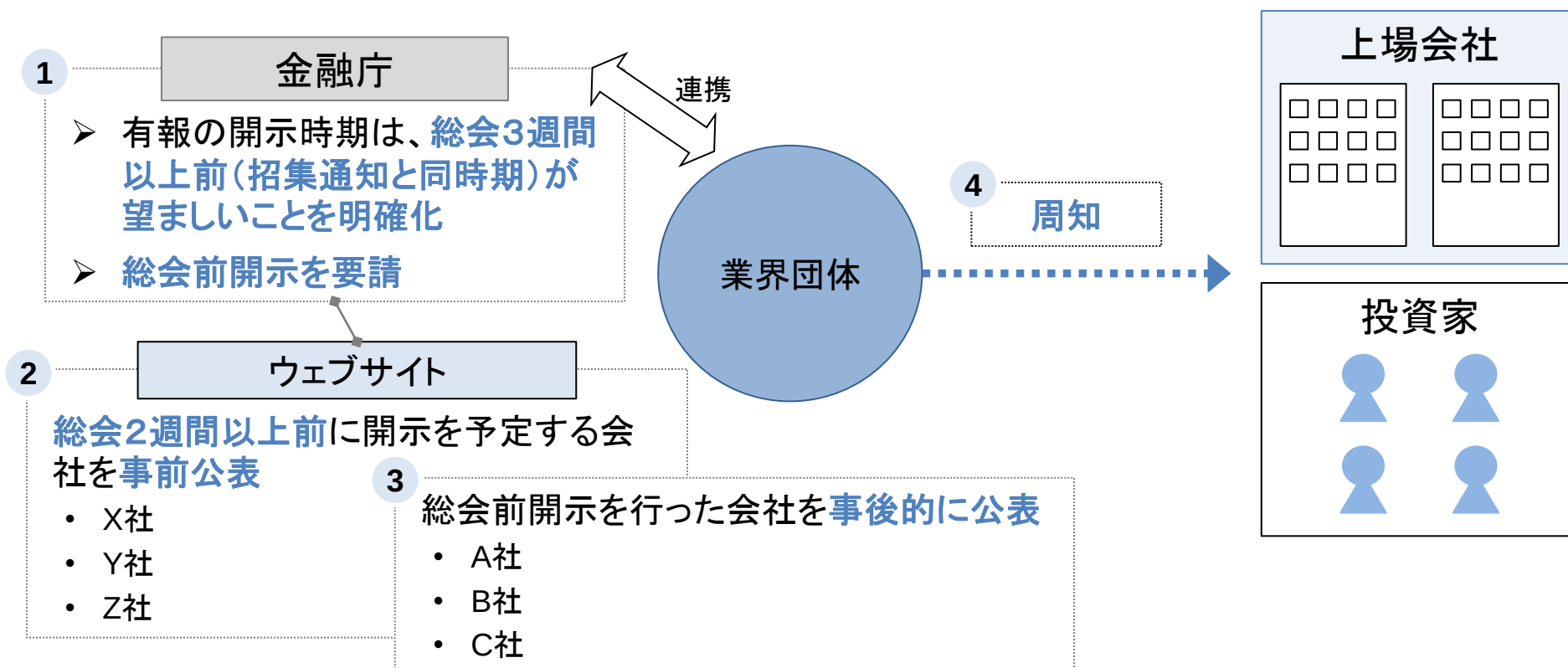
- 機関投資家側からは、**少なくとも招集通知と同タイミングでの開示を要望**する意見がある一方、上場会社側は1週間前程度であれば不可能ではないとの意見であり、乖離が見られる。
- 他方、スケジュール変更は必要になるものの、**総会2週間前の開示でも投資家に見てもらえる体制となっているのであれば、早期に有報を開示するインセンティブになる**との意見も見られた。
- なお、総会数日前の開示であっても、**総会での有報の参照が可能となる**ほか、有報による開示で懸念が解消されることで、**総会での質疑が効率化する等の観点で有益**であると考えられる。また、総会前開示を進めるにあたっての**プラクティスになる**とも考えられる。

	機関投資家	上場会社
総会3週間 ～ 1か月前 (招集通知と同時期)	➢ 情報を全体的に整理するために3週間前には有報を入手することが望ましい。 ➢ 招集通知を見る時点で有報が開示されていれば、有報が開示されたかを検索をせずに確認できる。	➢ 総会日程を変更しない形での総会前開示を目指す場合、足下ではサステナビリティ情報を始めとした定性情報の開示内容の充実が求められているところ、株主総会の1か月前の有報開示は、難易度が高い。
総会2週間前	➢ 2週間前に有報をもらってもボリュームが多く、見る時間が足りない。 ➢ 投資家が電子行使を導入すれば総会前日でも議決権行使することはできるため、1週間の猶予ができる。	➢ 1週間前、10日前の開示になるとスケジュール変更が必要になる。また、監査法人との調整が大きなネックになってくると思う。 ➢ 構造的に総会2週間前の開示でも投資家に見てもらえる体制となっていれば、早期に有報を開示するインセンティブになるのではないか。
総会数日 ～ 1週間前	➢ 総会1週間前では非常に厳しい。有報が開示されたか手元で検索して確認する手間があるので、1、2日前に開示されるのとほぼ変わらない。	➢ 1週間前程度の総会前開示は不可能ではないが、開示情報の量とトレードオフ。また、監査法人との調整に苦勞することが見込まれる。

取組の推進に向けた方策(案)

- 有報の開示時期は、**総会3週間以上前(招集通知と同時期)**が望ましいと考えられ、①**これを明確化**してはどうか。また、取組の第一歩として、**数日前であっても総会前開示を行うことを要請**していくことが考えられる。
- 直ちに総会の後倒し等による3週間以上前の有報開示が難しい場合もあると考えられることから、取組を進めるために、②**金融庁が運営するウェブサイト**に**総会の2週間以上前に有報の開示を予定する会社を掲載することで、企業のインセンティブ向上**につなげてはどうか。
- 総会数日前の開示にも一定の意義があるため、③**事後的に総会前開示を行った会社を公表**してはどうか。
- これらの取組を周知するため、④**業界団体と連携**していくことも有用か。

方策(案)の概要



I. 総会前開示の有用性と実現方法

II. 実現のための取組の検討

(1) 上場会社における取組の推進

(2) 基準日の柔軟化

(3) 有報の開示時期

(4) 一体開示・一体的開示

III. 取組案のまとめ

一体開示・一体的開示について

- 第1回協議会やヒアリングでは、一体開示は、投資家・企業の双方にとって、現行実務における開示の重複感解消のため重要である、一体開示が総会前開示の手段となるとの意見があった。
- もっとも、書面交付請求に対する対応、役員等の責任範囲の明確化、EDINET特例のわかりづらさ、一体開示用のフォーマットの不存在といった運用上の課題についての意見もあり、総会前開示の環境を整備するためには、一体開示の利用促進策としてこれらを整理していく必要がある。

第1回協議会ご意見(要約)

- 一体開示は非常に重要。有報を総会前に出す大前提として、監査人から保証を受けるための期間を確保する必要がある。会社法開示と金商法開示の重複感は、企業サイドからも投資家サイドからも声がある。
- 法令上解決していくべき論点として、一体開示を行うとして、書面交付請求があった際にどうするのか、役員等の責任範囲の明確化といった論点がある。
- EDINETへの早期提出による特例は制度が分かりづらい。解釈をクリアにすることや仕組みを作ってはどうか。
- 一体開示のフォーマットのシステム化の難易度は高くない感触だが、ニーズがどの程度高まっていくかは未知数。
- 事業報告にも必要最小限のものから株主へのアピールを前面に出したものまでバリエーションがある。後者の場合、フォーマットができたからといってすぐに移行することは難しい。

監査役監査の対象

- 有報の作成及び開示は取締役の職務執行行為であるため、監査役が会社法上当然に監査義務を負う対象。これは有報と事業報告及び計算書類が一体開示されているか否かで異ならないと考えられる。
- いわゆる会社法監査（計算書類及び事業報告に対する監査）の対象範囲も、一体開示されているか否かで異ならない（有報全体に対象範囲が広がるものではない）と考えられる。

- 監査役は、取締役の職務の執行を監査する（会社法第381条第1項前段）。また、監査役は、計算書類及び事業報告について監査をする（いわゆる会社法監査。会社法第436条第1項、第2項）。
- 監査役は、有価証券報告書その他会社が法令等の規定に従い開示を求められる情報で会社に重大な影響のあるもの（本条において「法定開示情報」という。）に重要な誤りがなくかつ内容が重大な誤解を生ぜしめるものでないことを確保するための体制について、第25条に定めるところに従い、法定開示情報等の作成及び開示体制の構築・運用の状況を監視し検証する。（監査役監査基準（注）第45条第1項）
- 金融商品取引法上の財務報告関連事項、すなわち、「有価証券報告書（中略）（有価証券報告書記載の「財務諸表・連結財務諸表」も含まれる）」（中略）の作成・提出等については、会社法に規定はないが、これらの書類の作成・提出は法令（金融商品取引法関連法令）遵守に係る取締役の重要な職務執行行為であり、会社法の観点での監査役の職責として、金融商品取引法上の財務報告関連事項についても「虚偽記載がなく適正に作成、報告されているか」について監査役が監査すべき事項である。（監査役監査実施要領（注）第9章第1項5（2））

- ✓ なお、財務情報と非財務情報の違いによって監査の性質は異なるとされており、現行実務における監査役の有報に対する監査の密度は一様でない。

＜参考＞ 有報の監査内容に関するアンケート結果（複数選択可、上場会社対象、回答者数755社）

有報作成の業務プロセスを監査した：46.1%、有報に関する取締役会決議等の承認プロセスを監査した：56.4%、
有報のうち財務情報を監査した：58.1%、有報のうち非財務情報を監査した：70.9%。

（出典：日本監査役協会「2024年監査役制度の運用実態調査、第25回定時株主総会後の監査役等の体制に関する年次調査」）

（注）監査役監査基準、監査役監査実施要領はいずれも日本監査役協会が作成しているもので、前者は主として上場会社を対象にした監査基準の標準例を示したもの、後者は監査役が適切な監査職務を遂行できるよう実務上参照するためのものである。

金商法・会社法のエンフォースメント

- ❑ 事業報告に固有の記載事項(主要な借入先及び借入額、役員の重要な兼業の状況等)を一体開示のために任意で有報に記載した場合にも、**形式的には金商法上の責任の対象となることになる。**
- ❑ 他方、実態としては、有報の任意的記載について、**そのみを理由として処分が行われた事例は見られない。**
- ❑ なお、同時に、有報に固有の記載事項についても、**形式的には会社法上の責任の対象となるが、金商法の方がエンフォースメントが重く、論点とする必要はない。**

		対象となる行為	エンフォースメントの内容	備考
会社法	行政上の秩序罰 (注1)	① 事業報告に虚偽の記載 ② 事業報告に記載すべき事項の記載の欠缺	個人:100万円以下の過料(会社法976条7号)	少なくとも過失が必要と解される
	民事責任	重要な事項について事業報告に虚偽の記載	取締役及び執行役の第三者に対する損害賠償責任	過失責任(取締役及び執行役に無過失の挙証責任)(会社法429条2項1号口)
金商法	行政処分	① 重要な事項について有報に虚偽の記載 ② 有報に記載すべき重要な事項の記載の欠缺 ③ (誤解を生じさせないために必要な重要な事実の有報への記載の欠缺)(注2)	- 提出会社に対する措置 ➢ 訂正書類の提出命令(金商法9条1項等) ➢ 提出書類の効力停止命令(金商法10条1項等) ➢ 課徴金納付命令(金商法172条の4等)	- 故意・過失を問わない責任 - 左記のほか、届出者等に対する報告徴取及び検査、調査の規定あり(金商法26条、187条等)
	刑事責任	重要な事項についての虚偽の記載のある有価証券報告書の提出	- 個人:10年以下の懲役、1千万円以下の罰金(金商法197条1項1号) - 法人:7億円以上の罰金(金商法207条1項1号)	故意ある場合の責任
	民事責任	① 重要な事項についての虚偽の記載 ② 記載すべき重要な事項の記載の欠缺 ③ 誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載の欠缺	提出会社とその役員等について損害賠償責任	(提出会社) - 発行市場:無過失責任(金商法18条) - 流通市場:過失責任(提出会社に無過失の挙証責任)(金商法21条の2) (役員等) - 発行・流通市場:過失責任(免責される場合あり)(金商法21・22条)

(注1) その行為について刑事責任が問われる場合はこの限りでない。

(注2) 課徴金納付命令の場合には対象とならない。

株主総会資料の書面交付請求①

- 上場会社に対しては、2023年3月以降に開催する株主総会について、**株主総会資料の電子提供措置**(注1)をとることが義務付けられた。
- また、電子提供措置の導入に併せて、インターネットの利用が困難な株主の利益の保護を目的として、**株主総会資料の書面交付請求**(注2)制度も導入されており、上場会社には書面を提供する義務がある。
- **定款で定めることにより、提供すべき資料の一部について書面**(以下「送付書面」という。)**への記載を省略することができる**が(会社法325条の5第3項)、省略を行っていない社も一定数存在する(注4)。

送付書面への記載の要否(主なもの)

	記載しなければならない事項	省略可能な事項
会社が株主総会を招集する場合の決定事項 (会社法298条1項各号列記事項)	全て	—
株主総会参考書類	議案、監査役等(注3)が記載省略に異議を述べたもの	左記以外全て
議決権行使書面	全て	—
事業報告 ⇒次頁に事業報告の記載モデルをベースとした記載要否の整理あり	当該事業年度における資金調達、設備投資、事業の譲渡、吸収分割、新設分割、他の会社の事業の譲受け、吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継、他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分(重要なものに限る。)、重要な親会社及び子会社の状況、会社役員の氏名、会社役員の地位及び担当、役員の報酬等の情報、監査役等(注3)が記載省略に異議を述べたもの	左記以外全て
計算書類・連結計算書類	—	全て

(注1) 株主総会の日の3週間前の日までに株主総会資料をウェブサイトに掲載し、株主総会の日の2週間前の日までに同ウェブサイトのアドレス等を記載した招集通知を発出。

(注2) 基準日までに書面交付請求の申出をした株主に対し、株主総会の日の2週間前の日までに株主総会招集通知に併せて株主総会資料(書面)を送付。

(注3) 会社の機関設計に応じ、監査役、監査等委員会又は監査委員会。

(注4) 株主総会白書2024年版(商事法務No.2376、78頁)におけるアンケート調査結果。回答社数、プライム:1,124社、スタンダード:623社。

省略可能な事項を全て省略している会社の比率は、プライム:1.5%、スタンダード:1.8% 省略可能な事項を一部省略している会社の比率は、プライム:89.9%、スタンダード:69.7%

省略を行っていない会社の比率は、プライム:8.2%、スタンダード:27.4%

株主総会資料の書面交付請求②

□ 金融庁において、事業報告の記載項目モデルに沿って送付書面への記載の要否を整理し、注記したもの。

1. 企業集団の現況に関する事項

- (1) 事業の経過およびその成果
- (2) 設備投資等の状況
- (3) 資金調達の状況
- (4) 対処すべき課題
- (5) 財産および損益の状況の推移
- (6) 重要な親会社および子会社の状況

- (7) 主要な事業内容
- (8) 主要な営業所および工場
- (9) 従業員の状況
- (10) 主要な借入先

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数
- (2) 株主数
- (3) 大株主
- (4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
- (5) その他株式に関する重要な事項

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況
- (2) 当等事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等
- (2) 責任限定契約の内容の概要
- (3) 補償契約の内容の概要
- (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- (5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等
- (6) 社外役員に関する事項

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
- (2) 責任限定契約の内容の概要
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- (4) 非監査業務の内容
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- (2) 株式会社の支配に関する基本方針
- (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

その他、監査役、監査等委員又は監査委員会が、送付書面への記載の省略に異議を述べた事項

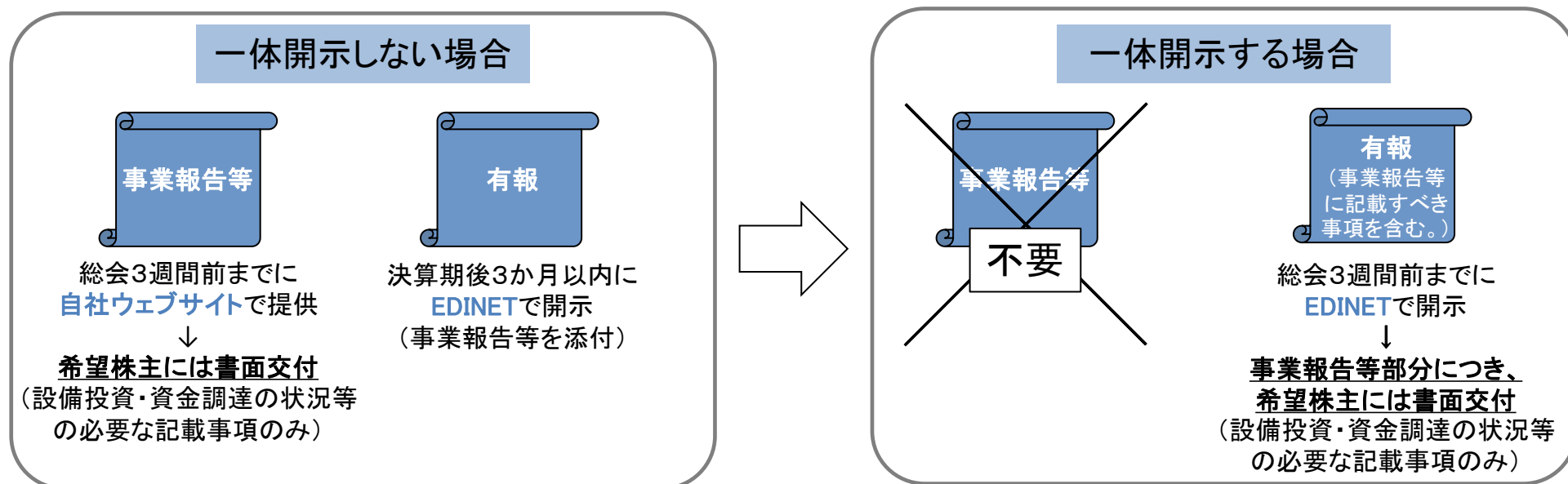
凡例

送付書面への記載を要する項目

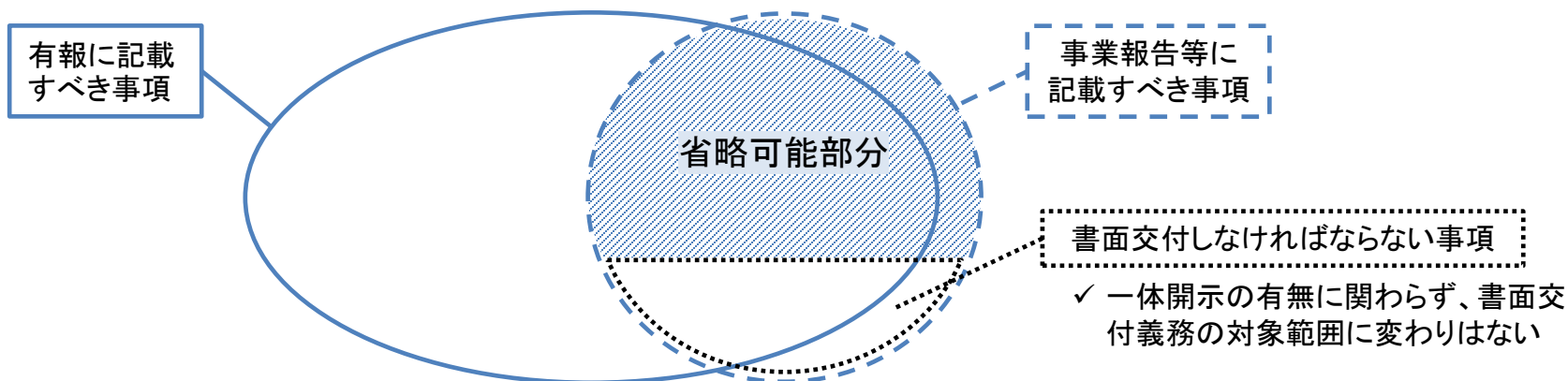
事業報告における記載内容によっては送付書面への記載を要する項目

株主総会参考書類の書面交付請求③: EDINET特例制度を用いた場合

- 有報提出会社は、事業報告等と一体となった有報をEDINETを利用して開示した場合には、それに重ねて事業報告等を別個独立の書類として作成する必要はない(いわゆるEDINET特例^(注))。もっとも、株主総会資料に係る書面交付請求制度は適用される。



一体開示した場合の記載事項の関係整理

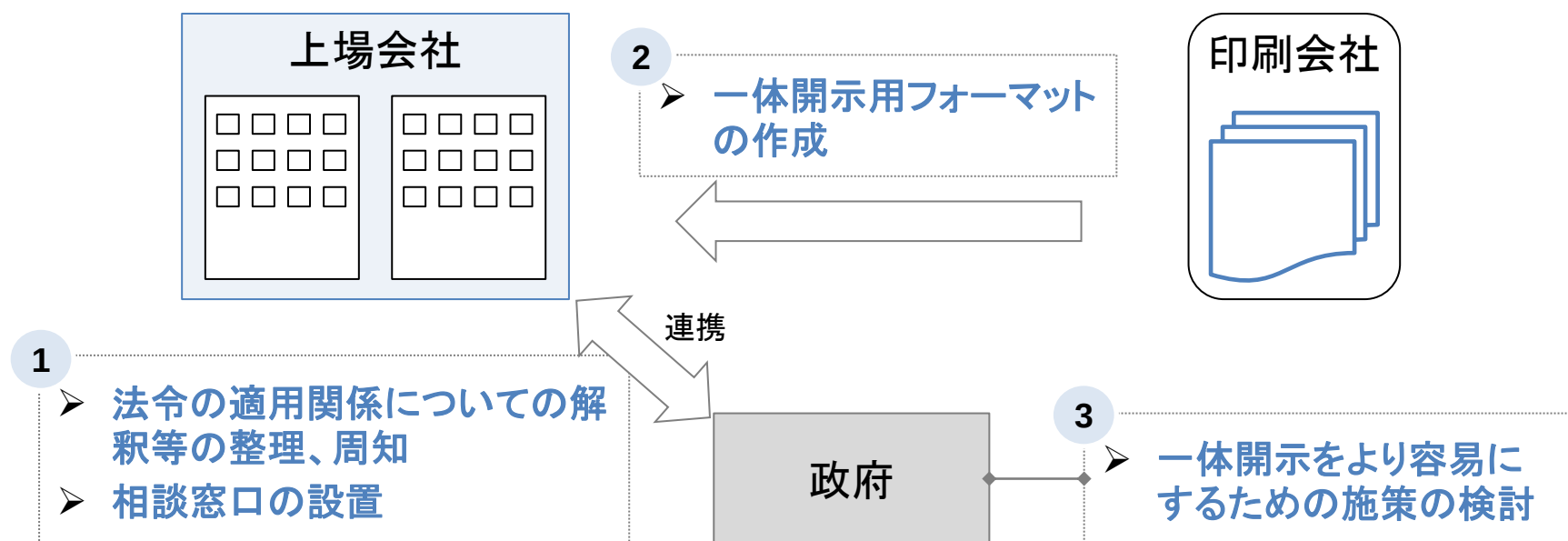


取組の推進に向けた方策(案)

- ❑ 監査役監査の責任範囲や虚偽記載があった場合の法令の適用関係について、**既存のFAQを更新する等により、解釈を示してはどうか(①)**。
- ❑ 書面交付請求制度については、**記載事項ごとの省略可否を整理し、公表してはどうか(①)**。
- ❑ EDINET特例について、**既存のFAQをEDINET特例を利用することを前提にしたものに改訂する等により、制度の周知を図ってはどうか(①)**。
- ❑ 一体開示・一体的開示のための従前の取組を再度総括して周知し、**相談窓口を設置してはどうか(①)**。
- ❑ 上場会社の協力を得て、一体開示の実例を作りつつ、一体開示用の**フォーマットを作成**できないか(②)。
- ❑ その他**一体開示をより容易にするための施策**として何が考えられるか(③)。

例えば、有報提出会社については事業報告及び計算書類の提出を不要とする(開示書類の一本化)、書面交付請求制度を廃止する、といった論点が考えられる。

方策(案)の概要



- I. 総会前開示の有用性と実現方法
- II. 実現のための取組の検討
 - (1) 上場会社における取組の推進
 - (2) 基準日の柔軟化
 - (3) 有報の開示時期
 - (4) 一体開示・一体的開示

III. 取組案のまとめ

総会前開示を実現するための当面の方策(案)

- ❑ 投資判断に必要な時間を十分確保するためには、有報の開示は**一体開示が可能となる総会3週間以上前**が望ましいが、その実現のための**第一歩として、株主総会より前に有報が開示される慣行の醸成も重要**。
- ❑ さらに、より早期に有報が開示されるよう、機関投資家において有報の一定の活用が可能となる**総会2週間前に着目し、そのような開示を行う予定の上場会社を投資家に対して事前に周知していく**ことが考えられる。
- ❑ また、本来目標とする総会3週間以上前の開示の実現に向けて**周知・啓発活動**を行うとともに、その実現のために必要と考えられる**一体開示について、その実施が容易になるよう取り組んでいく**ことが考えられる。

